

総 発 第 3 2 1 号
令和 3 年 3 月 1 0 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 高 橋 千代夫 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和 3 年 1 月 2 7 日付監発第 6 5 号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果	措 置 内 容
情報企画課	<p>指摘事項</p> <p>重要物品について、情報企画課において平成 2 9 年度に納入したネットワーク通信機器が、平成 2 9 年度から令和元年度までの決算関係書類である財産に関する調書に記載されていなかった。毎年決算作業時に契約検査課が作成した財産調書詳細リストを各課で確認しているが、十分な確認作業が行われていなかった。</p> <p>令和 2 年度の決算においては遺漏のない調書を作成するのは勿論のこと、定期的な現況確認等により適正な物品管理を行うこと。</p>	<p>3 月 2 日までに、契約検査課と情報共有を行っており、指摘のあったネットワーク通信機器については、令和 2 年度以降の決算関連財産に関する調書に掲載されることを確認した。</p> <p>今後は、酒田市財務規則第 1 2 2 条（重要物品の特定）に従い、物品の適正管理を行っていく。</p>
都市デザイン課	<p>注意事項</p> <p>るんるんバスシートカバー取付業務について、書面による承認がないまま、受託業者が業務の一部を他の業者に再委託していた。契約内容では再委託は原則禁止だが、あらかじめ書面で発注者の承認を得たときは可能とな</p>	<p>改めて課内で契約に関するチェック体制を確認し、契約手続きに関する書類については、ファイリングする前に収受印を押印して回覧するとともに、どのような事務処理が必要かを、契約書及び文書管理規程に基づき、複数人で確認しな</p>

	<p>っていることから、受託業者は再委託申出書を担当課に提出していたものの、担当課が書面による承認手続きを行っていなかった。また、再委託申出書には担当課の收受印がなく、課内回覧もなされていなかった。</p> <p>契約書に則り適正に再委託の承認手続きを行うとともに、文書管理規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>がら適正に事務処理を行う。</p>
--	--	----------------------